

## 第1章 総則

---

### 第1 目的

---

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条及び第8条の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な事項を定めるとともに、防火対象物の安全性向上に寄与することを目的とする。

### 第2 留意事項

---

- 1 本審査基準（行政指導）については、防火対象物の防火安全対策の向上のために相応の効果があるものとして定めたものであり、本市の担当者は、防火対象物の関係者、設計者、施工者等（以下「施工者等」という。）に十分説明を行い、協力を得て実現させること。
- 2 本審査基準は、施行の際、これまで行われていた法令解釈及び行政指導を取りまとめたものであり、施行前の取扱い、施行後に行われた取扱いの変更等については、本市の担当と再度確認・調整すること。
- 3 本審査基準に掲載されている内容であっても、個別の防火対象物に対する指導は管轄する消防本部が行うものであり、施工者等は指導内容に疑義あるときは、所轄の消防本部に相談すること。
- 4 本審査基準に掲載されている内容については、原則として他消防本部においても同様な解釈等により行われるものと考えますが、各市町村の条例等により指導方針が異なる場合があるので、施工者等は事前に確認すること。
- 5 危険物製造所等（製造所、貯蔵所又は取扱所）は、その利用形態により政令別表第1に掲げる防火対象物、又はその部分に該当するが危険物製造所等に係る消防用設備等の設置については、一般法としての法第17条に対し、法第10条第4項の規定が特別法（危険物の規制に関する政令等）として適用されるものである。

## 第3 用語

---

### 1 用語

本運用基準に用いる法令等の略称は、次のとおりとする。

- (1) 法：消防法（昭和23年法律第186号）
- (2) 政令：消防法施行令（昭和36年政令第37号）
- (3) 規則：消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）  
(※本基準中、法令条文との整合性を図る必要性から、「総務省令」と記載している部分があります。)
- (4) 条例：うるま市火災予防条例（平成17年うるま市条例159号）
- (5) 建基法：建築基準法（昭和25年法律201号）
- (6) 建基令：建築基準法施行令（昭和25年政令338号）
- (7) 電設基準：電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号）
- (8) J I S：産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の規定による日本産業規格
- (9) 安全センター：財団法人日本消防設備安全センター
- (10) 耐火構造：建基法第2条第7号に規定するもの
- (11) 準耐火構造：建基法第2条第7号の2に規定するもの
- (12) 防火構造：建基法第2条第8号に規定するもの
- (13) 不燃材料：建基法第2条第9号に規定するもの
- (14) 準不燃材料：建基令第1条第5号に規定するもの
- (15) 難燃材料：建基令第1条第6号に規定するもの
- (16) 防火設備：建基法第2条第9号の2口に規定するもの
- (17) 特定防火設備：建基令第112条第1項に規定するもの
- (18) 防火戸：建基法第2条第9号の2口に規定するもの
- (19) 認定評価品：規則第31条の4の規定に基づき登録認定機関により認定評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等
- (20) 品質評価品：日本消防検定協会が行う品質評価を受けた消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等（「消防法の一部を改正する法律」（平成24年法律第38号）の施行日以前に当該改正前の法第21条の36の規定による鑑定試験に合格したものを含む。）

- (21) 評定品：安全センターが行う「消防防災用設備機器性能評定委員会」において評定合格した消防用設備等又はこれらの部分である機械器具等
- (22) 特定防火対象物：令別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物
- (23) 非特定防火対象物：特定防火対象物以外の令別表第一に掲げる防火対象物
- (24) 令8区画：令第8条に規定する開口部のない耐火構造の床又は壁の区画
- (25) 無窓階：令第10条第1項第5号に規定する避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階

## 2 凡例

本運用基準の各文末尾の記号は、次のとおりとする。

- (1) 無印：法令基準（法令解釈等）
- (2) ☆：法令基準 + 指導基準
- (3) ◇：指導基準（法令に定めのない事項に関する行政指導）+ 沖縄県消防長会（◇沖）又は中部消防長会（◇中）統一事項